

## Dog Villa Plumeria 宿泊約款

### (適用範囲)

---

- 第1条 Dog Villa Plumeria(以下「当施設」といいます。)が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

---

- 第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊金
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。ただし、空き室があった場合に限りです。

### (宿泊契約の成立等)

---

- 第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申込みを明確に承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。
  3. 第2項の宿泊料金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

### (宿泊契約締結の拒否)

---

- 第4条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団員」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。申込時、検査及び証明書の提出を求めた際に速やかな提出を拒んだとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、予期せぬ事態、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 和歌山県旅館業法施行条例(以下「条例」という。)第5条の規定する場合に該当するとき。

### (宿泊客の契約解除権)

第5条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は、一部を解除した場合は、取消料を申し受けます。

取消料	不泊	当日	前日	3～5日前	6～7日前	8～14日前
	100%	100%	80%	50%	30%	20%

(注)1. %は、宿泊料金に対する取消料の比率を示します。

2. 契約日数が短縮した場合は、キャンセルされた日数の第1日目に上記比率に準じて取消料がかかります。

### (当施設の契約解除権)

第6条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災当不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 和歌山県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

## (宿泊の登録)

---

第7条 宿泊客は、当施設の予約時に、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、生年月日、性別、住所及び連絡先、職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
- (3) その他当施設が必要と認める事項

## (客室の使用時間)

---

第8条 宿泊客が当施設を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

## (利用規約の厳守)

---

第9条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めた「利用規約」に従っていただきます。

## (料金の支払い)

---

第10条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、お申し込み時にクレジットカード決済又は現金による事前決済で当施設の指定期日（14日前）までにお支払いいただきます。尚、ご宿泊の14日前までのご入金を確認されない場合は自動キャンセルとなりますことをご了承ください。
3. 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 当施設を滞在中に追加発生した利用料金は、別途カード決済または現金にて処理をさせていただきます。

## (当施設の責任)

---

第11条 当施設は、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当施設は、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。
3. 当施設は、宿泊客が携帯された物品を紛失された場合、当施設に故意または重大な過失がない限り責任を負いません。

## (寄託物等の取り扱い)

---

第12条 当施設では寄託物等の取り扱いは行っておりません。宿泊客が当施設内にお持ち込みになった物品又は現金並びに、貴重品に関しては滅失、毀損等の損害が生じても責任を負いかねます。

## (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

---

第13条 宿泊客がチェックアウトしたのち、手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない

場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

#### (駐車の責任)

---

第14条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

#### (宿泊客の責任)

---

第15条 宿泊客の故意又は過失により当施設及び当施設に付属する設備または所有物(備品等)に対し、汚損、破損、毀損、滅失、故障等の損害を与えた場合、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

#### (個人情報の保護)

---

第16条 当施設は業務上取得する個人情報(宿泊者名簿、電子メール等)の扱いについて、個人情報の保護に関する法令その他の規範を遵守し、厳正、的確なお取り扱いをいたします。

#### (ペット宿泊に関する事項)

---

- 第17条 ペットは、法令に基づく予防注射を受けていること、及び病気に罹患していないことを同伴条件とします。
- 狂犬病予防接種、混合ワクチン(3種以上)のご記入、ペット同伴宿泊同意書の提出がない場合は、ご予約申し込みをキャンセルさせていただくことをご了承ください。
2. 当施設利用時のペットの事故、病気、迷子等の責任、及びその他ペットの管理責任はすべて宿泊客が負うこととします。
  3. ペットのみ施設においての外出は禁止いたします。

約款に関する内容は予告なく変更することがあり、その事前通知の義務はありません。

別表第1 宿泊料金の内訳(第2条第1項及び第10条第1項関係)

宿泊客が支払うべき総額

基本宿泊料

A棟	2名	130,000円
B棟	2名	110,000円

※シーズンにより変動 A棟 4名用・B棟 8名用

- 2名以降: 追加1名につき 平日 11,000円・土曜,祝前日 13,000円の追加料金をいただきます。
- B棟につきましては、4名以下での宿泊の場合、ベッドルーム使用は一部屋とし二部屋使用の場合は別途 40,000円いただきます。

Dog 料金

小型犬(10kg未満)	中型犬(25kg未満)	大型犬(25kg以上)
5,500円	8,000円	11,000円

料金区分について(追加料金)

休前日	30,000円
お盆期間	50,000円
年末年始期間	特別料金

※すべての表示金額は消費税を含みません。